

Ⅷ-9. 認証の一時停止と取り消し

9. 認証の一時停止と取り消し

- 認証取得者に対して次に掲げる事項が発生した場合、認証の取消し、又は速やかにJISマークの使用の一時停止及び必要な処置の実施を要求いたします。
 - 1) 認証を行っている鋳工業品等が日本産業規格に適合しない場合
 - 2) 認証取得者の品質管理体制が基準に適合しない場合であって、認証に係る鋳工業品等が日本産業規格に適合しなくなるおそれのある場合
 - 3) JISマークの誤用等についてのJQAからの請求に、認証取得者が的確に、又は速やかに応じなかった場合

- また、次のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証のすべてを取消します。
 - 1) 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ又は忌避した場合
 - 2) 前記における必要な処置の請求に対し、その有効期間内に、認証に係る鋳工業品等に対して、JISマーク又はこれと紛らわしい表示をした場合
 - 3) 前記における必要な処置の請求に対し、その有効期間内に、保有する認証マークの付してある鋳工業品等で、日本産業規格に適合しないものを出荷した場合

- 上記の認証の取消しのほか、次のいずれかに該当する場合、認証を取り消す場合があります。
 - 1) 認証取得者が、機構に対する債務決済（認証及び認証の維持のための手数料及び費用等）を支払い期日までに履行できないとき
 - 2) 認証取得者が認証契約に違反したとき

- JISマークの使用停止（一時停止）又は認証の取消しの措置が必要となった場合には、JQAはJIS認証管理委員会にて、措置の審議を行い審議結果を文書により認証取得者に通知します。